

課題解決に向けた 私たちの取り組みの展開

1 計画の体系

基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち、名古屋を目指して

基本目標

地域共生社会の実現に向けて、市民、地域に関わる様々な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、地域の誰もが役割を持って、つながり支えあいながら、自分らしく暮らし活躍できる地域社会を目指します。

福祉課題・生活課題

つながりの希薄化と
地域からの
孤立の問題

支援が必要な人と
必要な支援が
結びついていない
ことの問題

地域福祉活動
への参加と
キーパーソン等の
負担の問題

私たちの地域における今日的課題、連携・協働・ネットワーク体制の問題

方向性

1

つながり支えあう
地域をつくる

～社会的な孤立を生まない地域を目指す～

2

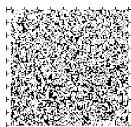
一人ひとりの
「暮らし」を支える
仕組みをつくる

～支援を求めている人、
手助けが必要な人に必
要な人を支える～

3

地域で活動する
多様な担い手を育む

～「支え手」「受け手」の
関係を超えて、誰もが活
躍できる地域を目指す～



方策

① 孤立を生まない地域づくり

I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が交流し、ふれあえる機会の創出

II. 見守り体制の充実

② 困ったときに 支えあい助けあえる 地域づくり

I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みづくり

II. 災害に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進

III. 避難生活における福祉的な配慮

③ 様々な困りごとを 丸ごと受け止め 支える仕組みづくり

I. 相談窓口や公的サービスの利用促進、連携とアウトリーチによる支援の推進

II. 丸ごと相談や複合的な課題等を抱える人への包括的な相談支援の推進

III. 生活困窮、住まい、自殺対策の取り組みや犯罪をした人の社会復帰に関する支援

④ 地域で安心して 暮らし続けるための 支援の仕組みづくり (権利擁護の推進)

I. 判断能力が不十分な人等への本人の意思を尊重した支援

II. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援

⑤ 多様な主体の 参加促進

I. 地域を知ることから始まる地域福祉

II. 若者から高齢者までのあらゆる世代、多様な主体への働きかけ

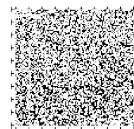
III. 多様な主体が活躍できる機会づくり

⑥ 地域福祉の 支え手の活動支援

I. 地域福祉活動のキーパーソンをはじめとする活動者を支える仕組みづくり

II. 地域福祉活動を支える社会資源づくり

3つの「取り組むべき方向性」を支える
連携・協働の仕組みづくり



2 具体的な取り組みの展開

取り組むべき方向性

1 つながり支えあう地域をつくる

～社会的な孤立を生まない地域を目指す～

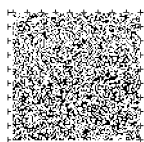
■方策① 孤立を生まない地域づくり

I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が交流し、ふれあえる機会の創出

具体的な取り組みの内容	頁
1) 小学校区を圏域として福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の周知を図り、その活動を支援します。	P 44
2) 住民同士のつながりをつくる、住民による活動を支援します。	P 45
3) すべての人が安心して生活できる共生型の地域づくりを進めます。	P 46
4) 同じ悩みを抱えた当事者や家族が出会う場、機会づくりを支援します。	P 48

II. 見守り体制の充実

具体的な取り組みの内容	頁
1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」等見守り活動の推進を支援します。	P 49
2) 地域における多様な見守り体制を充実させます。	P 49
3) 地域の身近な商店や企業、社会福祉法人などに対し働きかけを行い、地域での見守り活動について連携します。	P 51

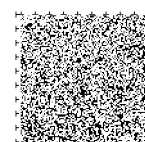


★主体別の取り組み（方策①） 孤立を生まない地域づくり

市民		
・挨拶から始まる日頃のご近所との関係を大切にする。 ・地域とのつながりのない人がいたら、どのように関わっていくことができるのかを皆で考える。 ・障害及び障害者に対する理解を深め、障害者への不当な差別的取り扱いをなくすとともに、その人に適した情報提供や合理的配慮を行う。 ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりに協力する。		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
・障害及び障害者に対する理解を深め、障害者への不当な差別的取り扱いをなくすとともに、その人に適した情報提供や合理的配慮を行う。 ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりに協力する。		
・障害者、外国人市民等も含め住民同士が知り合い、交流できる機会をつくる。		・住民の地域福祉活動に協力する。

市	社会福祉協議会
・地域での住民交流・ふれあいを育む活動を支援する。 ・共生型の地域づくりに向けた広報・啓発を推進する。 ・多様な主体による見守り活動を支援する。 ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進する。	
< 主な関連施策や事業等 > ・高齢者サロン整備等生活支援推進事業 ・認知症サポーター養成講座 ・高齢者の孤立防止事業 ・はいかい高齢者おかえり支援事業 ・青少年育成市民会議（地域の世話やき活動等の実施） ・赤ちゃん訪問事業 ・市営住宅ふれあい創出事業 ・高齢者の見守り支援事業 ・高齢者の見守り協力事業者登録事業 ・障害者差別相談センター 等	< 主な関連施策や事業等 > ・高齢者サロン整備等生活支援推進事業（運営の受託） ・ふれあい・いきいきサロン活動の支援 ・コミュニティワーカーとしての地域支援 ・子ども食堂推進事業 ・ふれあい給食サービス事業の支援 ・福祉教育・福祉学習 ・ふれあいネットワーク活動の支援 ・高齢者の見守り支援事業（実施の受託） ・障害者差別相談センター（運営の受託）

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和2年3月時点の内容です。



I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が交流し、ふれあえる機会の創出

具体的な取り組み

現状と課題（12頁）

1) 小学校区を圏域として福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の周知を図り、その活動を支援します。

誰もが安心して暮らせるまちを目指して、区政協力委員、民生委員児童委員を始めとする地域住民が主体となって、市内全小学校区に「地域福祉推進協議会」が設置されています。

「地域福祉推進協議会」では、ふれあい給食や世代間交流、身近な場所で気軽に集まる「ふれあい・いきいきサロン」、さり気ない見守りを行うふれあいネットワーク活動など地域の特徴に応じた活動を行っています。

これらの活動を広く市民に周知し、計画的かつ効果的に取り組まれるようコミュニティワーカー等が専門的な支援をすることで、地域での住民同士の相互理解を深め、互助的な見守りや助けあい活動の推進を図ります。

★事例 学区を単位とした計画的な地域福祉活動の推進を支援

昭和区では、学区の実情に合わせて幅広い福祉関係者が話し合いながら地域福祉活動を進めていくことを目的として、全学区で「地域福祉推進協議会」から「学区社会福祉協議会」に移行することを通じ、組織の変化、話し合う機会の増加、活動内容の充実を図っています。

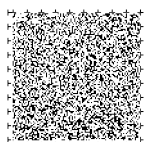
昭和区社会福祉協議会では、第4次地域福祉活動計画の策定時（平成30年度）に併せて、学区ごとによいところや地域課題などについてまとめた行動計画を全学区で作成するなど、計画的で効果的な地域福祉活動の推進が図られるよう学区担当者（コミュニティワーカー）を中心として支援を行っています。

★事例 ひとり暮らし高齢者等ふれあい給食サービス

守山区の各学区地域福祉推進協議会では、ひとり暮らし高齢者等を対象とした「ボランティア給食サービス事業」が40年以上続いています。民生委員、給食ボランティア、配食業者、社協が連携。食事の配達を通じて近隣のボランティアが見守り取り組みが実施されており、地域包括ケア推進体制等との連携が検討されています。



見守りを兼ねた食事の配達



2) 住民同士のつながりをつくる、住民による活動を支援します。

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等が気軽に集まり、地域住民とともに楽しく過ごすことを通し、地域の関係づくりを進める「ふれあい・いきいきサロン」「子ども食堂」などの住民による地域福祉活動や近隣の仲間が集まり、地域活動に取り組んでいる老人クラブ、子ども会、女性会の活動を支援します。

★事例 ふれあい・いきいきサロン

熱田区障害者基幹相談支援センターでは、障害がある人もない人も交流できる場として、月2回「かよういちサロン」が開催されています。「創る」「学ぶ」「動く」「楽しむ」を柱にプログラムが組まれ、地元の大学生が企画する回もあり、参加者の年代も様々です。同時にミニバザー「火曜市」が開かれていて、道を行く人が足を止め買い物される姿が見られます。



高齢者サロンの様子



子育てサロンの様子



共生型サロン「かよういちサロン」の様子

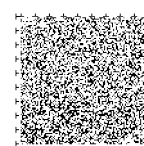
★事例 共通の関心事に関わる様々な団体・機関の連携・協働による地域のつながり「マンナ MANNA 子ども食堂」

子どもの孤食を防止するなど、食を通じた地域のつながりの場である「子ども食堂」が増えています。

西区のマンナMANNA子ども食堂は、名古屋グレイスキリスト教会の関係者らでつくるNPO法人が、自治会や学校、企業、ボランティア、行政・福祉機関等、多様な主体の協力を得て月1回開催し、毎回100名程の参加者があります。子ども食堂の活動を通じて、住民と地域役職者、教育・福祉・行政の各機関、企業との具体的なつながりができています。



マンナ子ども食堂の様子



★事例 つながりをつくる活動に取り組む団体の支援

昭和区の現役ママを中心とした団体「つなぐ子ども未来」（令和元年度に一般社団法人を取得）は、地域で子育てを見守る環境をつくりたいとの思いから、区内の各小学校区を巡回しながら「つなぐ子ども食堂」を月1回開催しています。各開催地域においては住民同士がお互いを知るきっかけにもなっています。



「つなぐ子ども食堂」の様子

子どもたちが一緒に作り食えることや、誰かに褒めてもらう経験を得る貴重な場となっています。

そのほか、名古屋市福祉基金を活用し、小学生が仲間と一緒に自分の住んでいる地域のことを調べ、実際に行ってみて、そこで発見したことを発表し合う「昭和区オモシロ探検隊」を開催しました。



みんなで一緒に作っています

この企画には、地元の高校や短大・大学に通う学生が子どものサポーターとして活躍。異年齢の子どもや若者とのつながり、学校の先生や親以外の大人と接する機会が盛り込まれました。

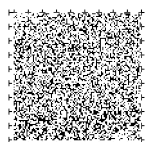
地域福祉を進める力ともなる、身近な地域や人への関心、愛着を育む取り組みを支援しています。



「昭和区オモシロ探検隊」発表の様子

3) すべての人が安心して生活できる共生型の地域づくりを進めます。

誰もが人としての個性や生き方を認めあいながら、「支え手」「受け手」の関係を越えて、共に生きる地域社会の実現を目指します。地域に居住している期間の長短、国籍や文化、経済的に困窮していることなどの環境の違いがあっても、地域から排除されず、必要な情報がその人に適した形で提供されるとともに、誰もが当事者として共感しながら、個人のその人らしい暮らしを大切にできるように、学習の機会づくりや地域交流、見守り活動等の促進を図ります。



○障害者

障害者が地域で安心して生活をするためには、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ることが重要です。

本市では、障害の有無にかかわらず誰もが、かけがえのない個人として尊重され、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心してともに暮らせる地域社会を目指し、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を制定しました。不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、市民・事業者への啓発を進めるとともに、障害者差別相談センターを設置し、障害者や家族、事業者などを対象に障害者差別に関する相談を受け、内容に応じて関係者間の調整などを行っています。

また、「障害者と市民のつどい」などの交流イベントや地域との協働活動の機会を通じ、すべての市民に対して障害や障害者に関する正しい理解の促進を図ります。

■「障害者と市民のつどい」などの交流イベント

○ふれあい広場のつどい

久屋大通公園で、障害者団体のチャリティーバザー、疑似体験コーナー、各種展示等を実施

○名古屋シティハンディマラソン

久屋大通公園周辺で、参加者の障害内容により種目、距離を分けて実施（障害のある人となない人が一緒に走る種目もあります。）

○障害者週間記念のつどい

12月の障害者週間を記念して、映画上映や講演等を実施

■精神保健福祉普及運動

地域社会における精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深めるため、国、都道府県、市区町村が広報活動を実施します。

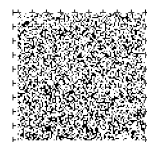
○精神障害のある方が地域で生活する様子を描いた動画の公開

○認知症の人

認知症になっても地域で安心して暮らし続けるためには、周囲の認知症への正しい理解が必要となります。こうした理解を広めるため、認知症サポーター養成講座における講師役であるキャラバン・メイトを養成することにより、認知症サポーターの養成体制の強化を図り、認知症の人と家族を地域で支えるつながりづくりを進めます。

■認知症サポーターの養成

認知症サポーターは、認知症を理解し、認知症の人と家族を温かく見守る「応援者」です。市内のいきいき支援センター等が実施する認知症サポーター養成講座を受講すると、その証としてオレンジリングが交付されます。



○外国人市民

地域における外国人市民との交流と相互理解を促進し、誰もが安心・安全に暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進します。

また、外国人市民に必要な情報が伝わり、理解されるよう、多様な言語・手段による情報提供や、やさしい日本語やイラストを使用するなど対象に合わせた情報発信の工夫を進めます。

■やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のことです。何が「やさしい」のかは、相手によって違います。相手のことを考えて、いろいろ試しながら、お互いコミュニケーションがとれる方法を見つけることが大切です。

4) 同じ悩みを抱えた当事者や家族が出会う場、機会づくりを支援します。

本人や家族の社会的孤立が事態を複雑化、深刻化させる要因になることから、同じ課題を抱えた人が出会い、語り合い、学び合えるような場や機会づくりを支援するとともに、当事者の声を発信する機会を応援します。

★事例 子育てと介護が同時期に重なる状態（「ダブルケア」）の当事者と支援者の会

ダブルケアパートナーでは、子育てと親などの介護とを同時に行う必要があります。過大な負担がかかりやすいダブルケアをしている人やその経験者、支える専門職などが集まる「ダブルケアカフェ」を大学の協力を得て隔月で開催し、リフレッシュや情報共有等を図っています。



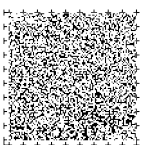
「ダブルケアカフェ」の様子

★事例 名古屋市若年性認知症本人・家族交流会「あゆみの会」

あゆみの会では、当事者同士の出会いやわちあいを大切にしながら、当事者の“思い”を出発点に、その思いを会全体で実現しています。例えば「野球がしたい」という人を中心に、近隣の中学校の野球部に声をかけ、「ソフトボール交流」を行いました。事前の認知症サポーター養成講座に当事者も参加し、中学生とともに「どうしたらいっしょに楽しめるか」をテーマにグループワークを行い、ともに楽しむためのルールづくりをしました。学びと交流の機会をともにした経験が、当事者には社会とのつながりとなり、中学生にとっては、なににも勝る福祉教育の機会となりました。



中学生との交流



Ⅱ. 見守り体制の充実

具体的な取り組み

現状と課題（13, 14頁）

1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」等見守り活動の推進を支援します。

ひとり暮らし高齢者、障害者や子育て世帯など地域で見守りが必要な人に対し、町内会・自治会やそれよりも狭い近隣エリアなどを圏域として、対象者を複数の地域住民等で見守る活動を支援します。

★事例 地域住民による日常的な見守り活動

瑞穂区では、地域住民による見守り活動をすすめるため、ご近所同士の関係性を地図に落とし、可視化することで新たな気づき生まれる「地域支えあいマップ」づくりが全区で行われています。令和元年度末までに、239町内においてマップが作成されました。

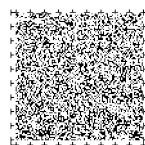


2) 地域における多様な見守り体制を充実させます。

地域福祉推進協議会、民生委員・児童委員、老人クラブや女性会の会員など地域の多様な主体による見守り活動を引き続き支援するとともに、各区役所に配置している高齢者福祉相談員、各いきいき支援センターの見守り支援員との連携を進めます。

また、地域で高齢者を見守るための地域支援ネットワークづくりを進める「高齢者の孤立防止事業」、認知症による行方不明者を早期発見するための「はいかい高齢者おかえり支援事業」、児童の登校時の声かけなどを行う「地域の世話やき活動」等や地域の子育て情報の提供などを行う「赤ちゃん訪問事業」等、地域で子どもを見守る取り組みを展開し、地域の力を高めていく取り組みを進めます。

さらに、市営住宅では、「市営住宅ふれあい創出事業」における高齢者見守り支援事業により、75歳以上の単身世帯、夫婦世帯等を対象として巡回員が定期的に電話連絡や戸別訪問を実施し、安否確認や簡易な生活相談等の支援を行います。いきいき支援センター、地域住民と連携・協働しながら一体的に取り組めます。



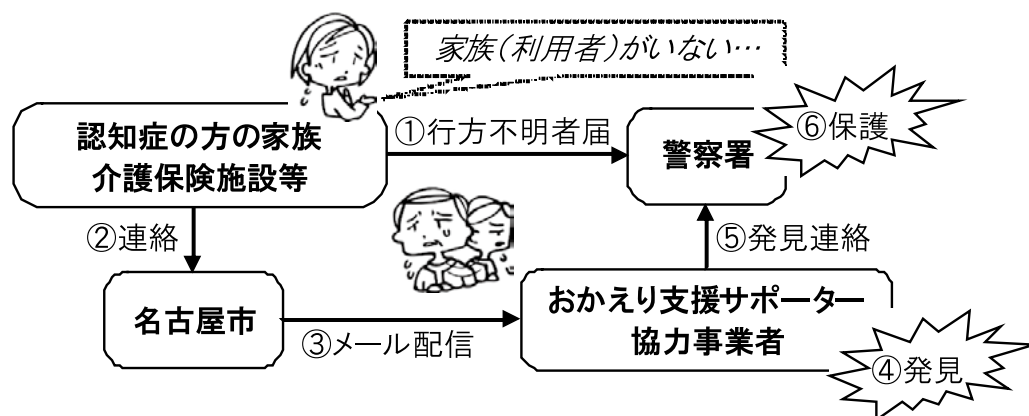
■いきいき支援センターの見守り支援事業

「高齢者の見守り支援事業」では、見守り支援員が孤立しがちな高齢者に対して、福祉・介護サービス等の調整や、見守りのネットワーク構築など、一人ひとりに合わせた丁寧な支援を実施しています。また、ボランティアを養成し、支援が必要な高齢者への安否確認と不安感・孤立感の解消を図るために定期的な電話による見守り活動（いきいきコール）を行っています。

■認知症の人を地域で見守る取り組み

徘徊のおそれがある人の情報を登録した上で、その人が行方不明となった場合に、身体的特徴や服装等の情報を「おかえり支援サポーター」及び「協力事業者」に対してメールし、早期発見する仕組みづくりを進めています。

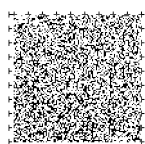
なお、「おかえり支援サポーター」及び「協力事業者」とは、搜索協力依頼のメールを受け取った場合に、可能な範囲で搜索のための情報提供に協力いただく方々のことです。平成30年度末現在で、7,909アドレスの登録があります。登録には、okaeri@sg-m.jp まで電子メールを送信してください。



★事例 「地域の子どもは地域で守り育てる」地域の世話やき活動

地域のおじさん、おばさんとして、近所の子どもたちに関心をもち、日常的に積極的に声かけなどを行う中で、ときには励まし、ときには注意や助言をしながら、温かく見守る地域ぐるみの活動です。

緑区では、より多くの子どもたちにあいさつができるようになってもらうため、地域の大人が子どもたちに積極的に「おはよう」「こんにちは」と声かけをする活動や子どもたちの絵による「おあしす（おはよう、ありがとう、しつれいします、すいません）」ポスターやチラシを作成する取り組みを行っています。



3) 地域の身近な商店や企業、社会福祉法人などに対し働きかけを行い、地域での見守り活動について連携します。

定期的に住民宅を訪ねることを業務とする、地域の身近な商店や企業などに対し、地域で見守り、支えあうネットワークの一員として協力してもらえよう働きかけを行い、連携します。

また、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に協力する商店や企業等事業者を登録する「高齢者の見守り協力事業者登録事業」では、市内の新聞販売店をはじめ多くの事業者の協力を得ながら、重層的な見守り活動を推進します。

■高齢者の見守りにかかる協力事業者登録制度

平成26年9月から導入した高齢者見守り協力事業者の登録という簡便な手続きによって、より多くの民間事業者にひとり暮らし高齢者の見守り活動に参加していただき、高齢者の孤立防止活動の幅を広げていきます。



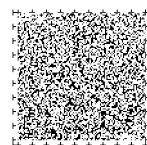
★事例 中村区「たまカフェ」で見守り

中村区では、区内の高齢者に親しまれている喫茶店を「たまカフェ（たまり場カフェ）」として登録し、社協と連携して地域の高齢者を見守る事業に取り組んでいます。

地域に根差す喫茶店は、顔なじみだからこそ相談できる場所となっており、地域で暮らす高齢者にとって身近な存在です。社協からのアプローチでは行き届かない方々の相談も、拾い上げることができます。

登録している喫茶店は、お客さんの生活の困っているお話を聞いたら、社協やいきいき支援センターなどの相談機関につなぎます。社協の提供する福祉の情報紙も店内に置いて、情報提供にも協力します。社協は、参加店をまとめた「たまカフェマップ」を作ってお店を宣伝し、定期的にお店に足を運んで相談にも応じます。

地域の高齢者にとって憩いの場である喫茶店と社協が連携することで、地域のつながりを広げていくことを目指しています。



■方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みづくり

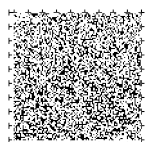
具体的な取り組みの内容	頁
1) 住民の困りごとや生活のしづらさなどを住民が把握し、生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。	P 54
2) 地域の生活支援ニーズを把握し、生活支援の基盤整備と充実を図ります。	P 55
3) 地域の課題を自らの事として考え、地域住民等が支えあうことのできる地域づくりを支援します。	P 55

II. 災害に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 大きな災害が起こったときの安否確認や避難の方法をあらかじめ地域で話し合っておく「助け合いの仕組みづくり」の取り組みを支援します。	P 56
2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。	P 58
3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。	P 58

III. 避難生活における福祉的な配慮

具体的な取り組みの内容	頁
1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境の整備を進めます。	P 59
2) 在宅避難を支援する仕組みづくりの検討を進めます。	P 59

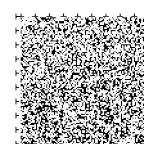


★主体別の取り組み（方策②） 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

市民		
・ ご近所に困っている人がいたら、「お互い様」の気持ちで助けあう。 ・ 地域の生活課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図る。 ・ 災害が発生したときに備えて、平常時から支えあいの取り組みに参加する。 ・ 建物の耐震化や家具の固定を進める。 ・ 福祉的配慮を必要とする人への配慮の視点を取り入れ、避難者となった地域住民全員で協力し、避難所運営に取り組む。		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
・ 地域の行事などに参加したり、協力する中で、地域に根ざした活動をする。 ・ 災害が発生したときに備えて、平常時から支えあいの取り組みに参加する。 ・ 建物の耐震化や棚などの事務用品の固定を進める。		
・ 住民同士の助けあい活動を積極的に支援する。 ・ 地域の生活課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図る。		・ 平常時も災害時も可能な範囲で地域の困りごとの解決に協力する。

市	社会福祉協議会
・ 日頃から災害時まで、地域で支えあうための仕組みづくりを推進する。 ・ 地域の生活課題を把握し、生活支援のための仕組みづくりを進める。	
・ 大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを設置する。 ・ 防災に関する啓発活動を推進する。 ・ 災害発生時の避難生活のための環境整備に努める。	・ 大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを運営し、ボランティア活動を支援する。
< 主な関連施策や事業等 > ・ 地域支えあい事業 ・ 高齢者サロンの整備等生活支援推進事業 ・ 助け合いの仕組みづくり ・ 災害ボランティアコーディネーター養成講座 ・ 福祉避難所の指定 等	< 主な関連施策や事業等 > ・ 地域支えあい事業（実施の受託） ・ 高齢者サロンの整備等生活支援推進事業（実施の受託） ・ 災害時のボランティア活動支援 ・ コミュニティワーカーとしての地域支援 等

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和2年3月時点の内容です。



I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みづくり

具体的な取り組み

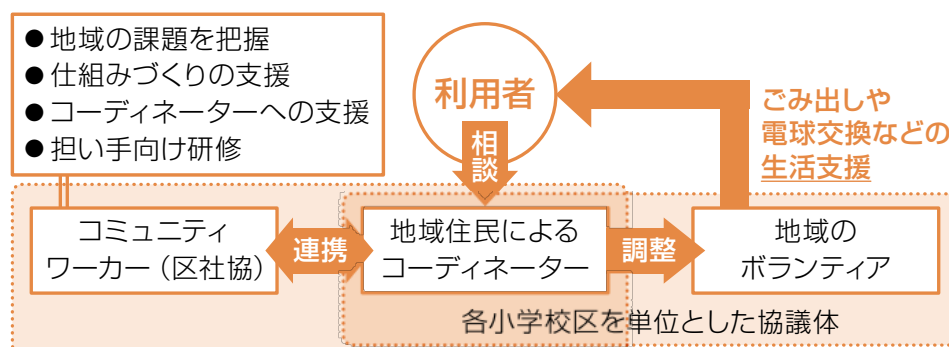
現状と課題（15頁）

1) 住民の困りごとや生活のしづらさを住民が把握し、生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。

住民の生活の困りごとや生活のしづらさを住民が発見・把握し、ボランティア、NPO、専門職などと一緒に課題を共有しながら、連携して課題解決に向けた住民相互の助けあいを進めていけるよう、コミュニティワーカー等による専門的な支援を充実させます。

また、令和2年3月現在16区93小学校区で実施している「地域支えあい事業」の実施学区を拡大し、住民が主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。

地域支えあい事業の概要



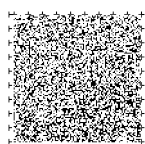
★事例 地域支えあい事業の取り組み

東区矢田学区では、「矢田レンジャー」が地域住民の生活上のちょっとした困りごとに関する相談を受け付けています。5名のコーディネーターが交代で相談を受け付け、対応可能な住民のボランティアの方々につなぎ、困りごとの相談に応じています。

活動するボランティアの方々の中には、現役を引退した男性も特技を活かして活躍されています。木の剪定や簡単な電化製品の修理など、登録されているボランティアで可能な限り対応しています。お手伝いの中で、コミュニケーションが生まれ、矢田レンジャーの現場が新たな縁を



創り出します。『一人で背負わず、みんなで見守る。援助する側が「ありがとう」の一言でお互いに援助されている』それがこの取り組みの肝であり、レンジャー冥利です。



2) 地域の生活支援ニーズを把握し、生活支援の基盤整備と充実を図ります。

各区の地域ケア会議を中心に、高齢者を中心とした個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進め、支援が必要な状態となっても高齢者をはじめ地域住民等が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを進めます。

とりわけ、本計画においては、地域包括ケアシステムにおける生活支援コーディネーターの配置や生活支援協議体の運営を通じて、高齢者等を地域で支えるための住民相互による助けあいの仕組みづくりや活動の支援を進めながら、生活支援の基盤整備と充実を図ります。

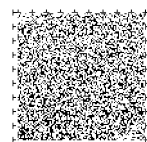
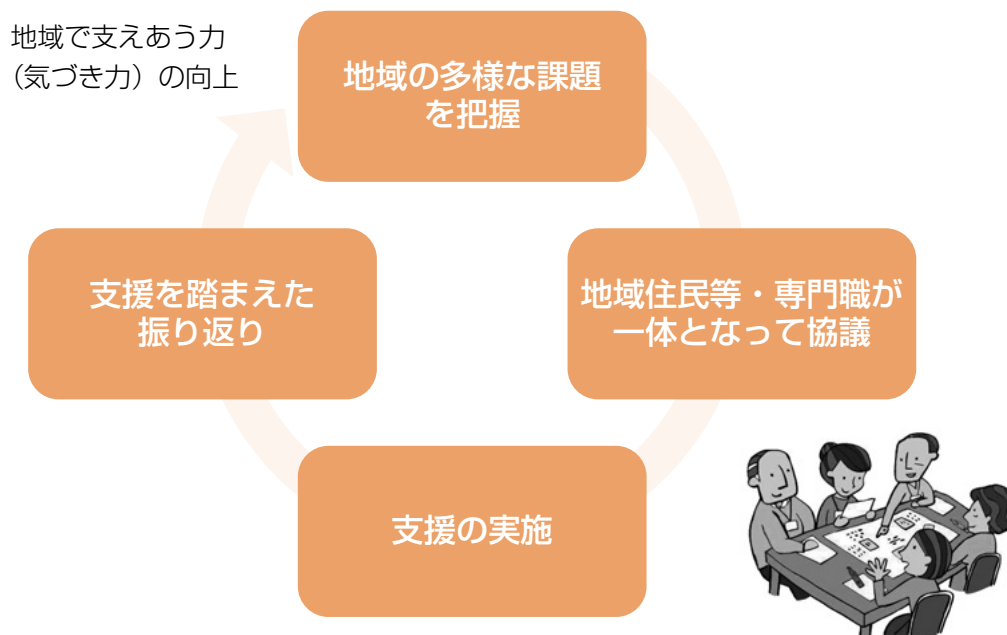
また、多様化した生活支援ニーズに対応していくためには、地域福祉推進協議会による住民同士の助けあい活動とボランティアグループ・NPO法人等による活動のそれぞれの長を生かした重層的で相互補完的な取り組みを推進します。

3) 地域の課題を自らの事として考え、地域住民等が支えあうことのできる地域づくりを支援します。

地域の会議や集いの場、サロン等の様々な場には、分野を問わず地域の多様な課題に関する情報が寄せられています。そういった地域の課題を地域住民等や様々な団体、専門職が把握しやすくなるよう、地域の人が集まる拠点を多く見つけて、つながっていけるように支援します。

また、把握した課題について、地域住民等や様々な団体、専門職が顔の見える関係で話し合うことで、地域の多様なニーズを情報共有し、人と人、人と資源が分野を超えてつながり、一人ひとりを支えることのできる地域づくりを進めます。

併せて、課題の解決をもとに、地域住民等の気づきと学びが繰り返されることにより、地域で支えあう力の向上を図ります。



Ⅱ. 災害に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進

具体的な取り組み

現状と課題（29頁）

1) 大きな災害が起こったときの安否確認や避難の方法をあらかじめ地域で話し合っておく「助け合いの仕組みづくり」の取り組みを支援します。

災害発生時に助けあうための仕組みを町内会・自治会などの地域ぐるみで構築する取り組みを平常時から進めています。この取り組みは、地域全体の安否確認や、地域住民自らが高齢者や障害者など、災害が発生したときに支援を必要とする避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）を把握するとともに、一人ひとりの実態に応じた支援が可能となるように個別支援計画を作成し、災害発生時に住民相互による助け合いが円滑に行われるための仕組みを作るものです。この取り組みの実施地域の拡大を進めるとともに、積極的に支援しています。

また、避難行動要支援者名簿の作成を進め、取り組みの実施地域に要支援者本人の同意を得た上で提供することにより、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援します。

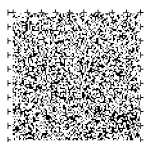
■避難行動要支援者名簿

災害が発生した場合等に自分で避難できない人を把握するための市町村が作成する基礎的な名簿です。この名簿は、健康福祉局がその保有する各施策の対象者情報や受給者情報を活用して作成し、必要な都度最新の情報に更新します。この名簿は、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援する役割を担うとともに、災害発生時には、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得ながら行う区役所の安否確認等に活用されます。

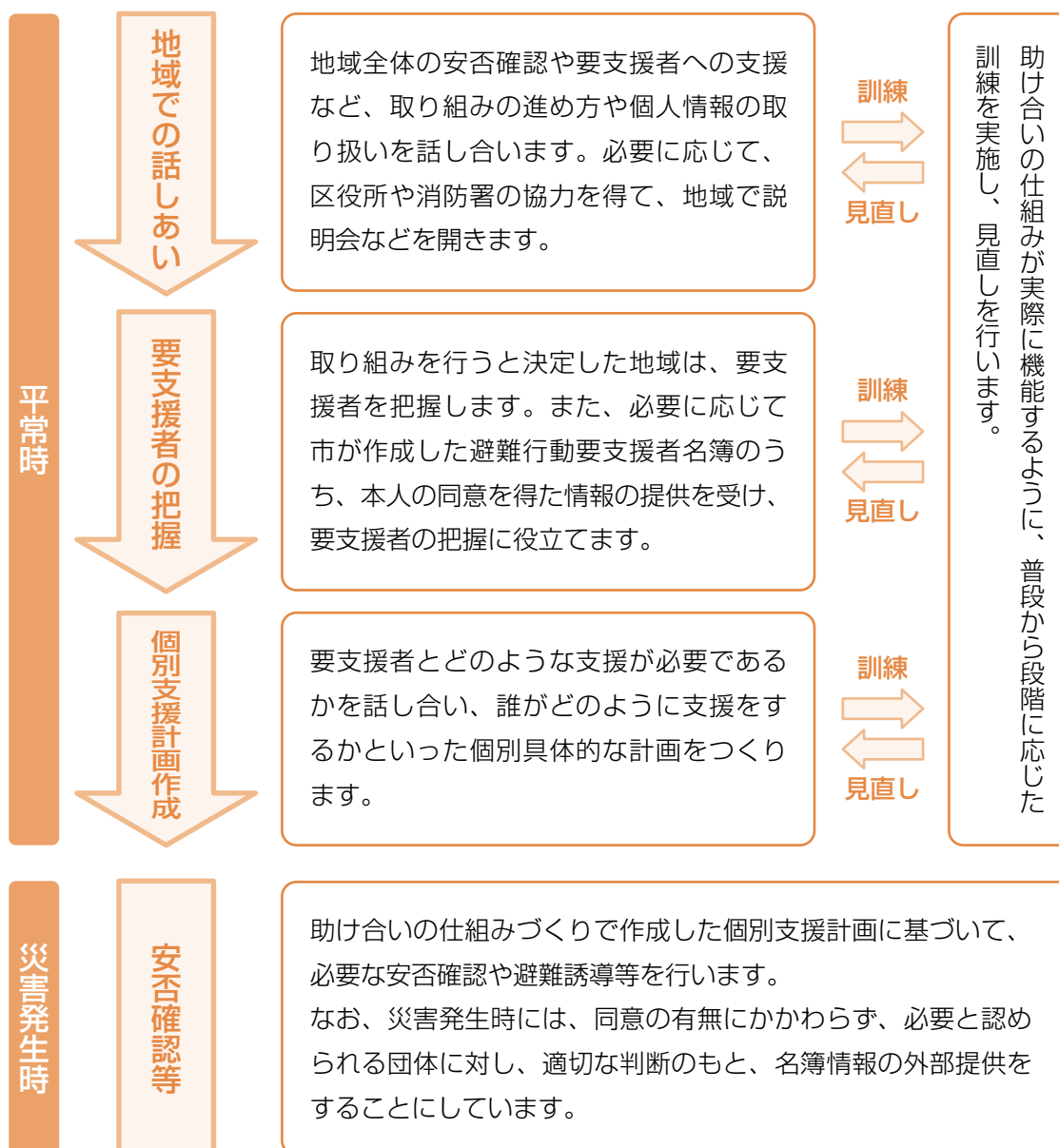
なお、これらの取り組みの基礎には、日常的な地域のつながりや必要な支援を届ける仕組みなどの地域福祉の推進が不可欠です。災害発生時の助けあいへとつながる地域福祉の推進を図ります。

★事例 「ひごろ」も「いざ」も総ぐるみ

名東区では、「めいとう総合見守り支援事業」を展開し、民生委員や区政協力委員をはじめとする地域住民による見守り活動などと「助け合いの仕組みづくり」との連携を図り、支援を必要とする人の情報の共有化を進めています。この取り組みは、多様な主体による平常時からの見守り支援を進めるとともに、災害時のための安否確認訓練を併せて促進する仕組みとなっています。



助け合いの仕組みづくりの概要

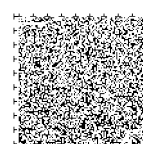


★事例 昭和区陶生町の取り組み

昭和区陶生町町内会・自主防災会では、「助け合いの仕組みづくり」に基づき作成した防災対策名簿について、複数名で共有できるよう規約を定めています。また、「黄色いリボン」を掲出することによる安否確認訓練、マンションでの防災訓練の実施や、顔の見える関係づくりを目的とした屋外型サロン、焼き芋大会等を開催しています。



マンションでの安否確認訓練



2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。

災害発生時には、消防団や自主防災組織などの地域住民の活動に加え、ボランティアやNPOの協力が不可欠です。市内の被害状況が甚大で、必要と判断された場合に設置する市・区災害ボランティアセンターについて、適切な設置運営の方法を検討し、実効性を確保するため、ボランティア・NPO、市・区役所及び市・区社協の三者合同の訓練・研修を行います。

★事例 災害ボランティアセンター設置運営研修

大規模災害が発生した際に設置される「災害ボランティアセンター」は、市が設置し、市・区社協、災害ボランティア及び災害救援NPOの協力を受けて運営を行うことになっています。なごや防災ボラネット・社協・市の主催による「災害ボランティアセンター三者合同研修」は、その災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる三者が年に1回同じテーブルにつくことで、顔の見える関係づくりをし、情報共有・検討をすることをねらいとしています。



3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。

地域には、高齢者、障害者、乳幼児等の福祉的な配慮を必要とする人がいます。そのため、福祉的な配慮を必要とする人への対応を想定した防災に関する訓練、研修や啓発を実施することが重要です。こうした視点をもって、指定避難所運営・開設訓練や防災の研修等を支援します。

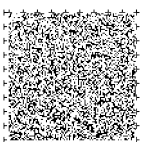
★事例 福祉的な配慮を取り入れた防災訓練

北区では、平成22年度から北区自立支援連絡協議会防災地域づくり部会と連携し、防災と要配慮者の視点を切り口に、誰もが安心して暮らしていける地域づくりをどのように進めていけばよいかをテーマとし、避難所での障害者支援の普及や障害者と地域のつながりづくりの推進に取り組んでいます。

平成29年度からは、同協議会が実施する障害者避難所体験訓練を支援しています。要配慮者が参加し、福祉避難スペースの確保やヘルプカード・もしもカードを活用するなど、避難所生活で福祉的な配慮を必要とする人への視点を取り入れた実践的な訓練です。



避難所受付の様子



Ⅲ. 避難生活における福祉的な配慮

具体的な取り組み

現状と課題（30頁）

1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境の整備を進めます。

福祉避難スペースや拠点的な福祉避難所などの避難所環境の確保を進めるとともに、避難所の運営を円滑に行うために作成している指定避難所運営マニュアルにおいて、福祉的な配慮を必要とする人の状況とニーズ（需要）を把握し、必要な支援に結び付けるための具体的な対応方法を定めています。

併せて、精神的な障害や内部障害を抱えている人などへの対応を適切に行うことができるよう、地域において実施される指定避難所開設・運営訓練の支援などを通じて啓発しています。

また、避難所生活で生じる保健・医療・福祉のニーズ（需要）を把握し、必要な援助に結びつけるための支援を行うとともに、医療を必要とする避難者等への対応のため、（一社）名古屋市医師会の協力により、医療救護所の設置をすることとしています。

■福祉避難スペース

指定避難所の中に、福祉的な配慮を必要とする人のための場所を確保することにより設置する避難場所をいいます。また、避難所は避難者による自主運営を基本としており、避難者全員で協力し、福祉的な配慮を必要とする人への配慮の視点を取り入れた避難所づくりに取り組みます。

■福祉避難所

福祉避難スペースでの避難生活が困難な人が避難する二次的な避難所のことをいいます。引き続き社会福祉施設等における福祉避難所の指定を進めていきます。（令和2年3月31日現在、市内に132か所）

■医療救護所

傷病者に応急措置を実施したり、病院への搬送が必要な人を判別する場所です。震度5強以上の地震災害においては、市と協定を締結している（一社）名古屋市医師会により、各市立中学校に医療救護所が開設されるほか、必要に応じて避難所等に設置されます。

2) 在宅避難を支援する仕組みづくりの検討を進めます。

高齢者や障害者などの福祉的な配慮が必要となる人にとっては、環境の変化が大変な負担になることもあり、ときには避難所へ避難せずに住み慣れた自宅での生活を続けるための支援が必要となります。在宅避難における在宅へのアウトリーチ（訪問支援）を行うための連携・協働体制の構築を検討します。

